

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則の一部を改正する規則…(中央卸売市場管理部総務課)…一

告示

○昭和三十八年東京都告示第七十九号(災害対策基本法の規定に基づく指定地方公共機関の指定)の一部改正…(総務局総合防災部防災管理課)…一

○平成二十六年自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等…(総務局総合防災部防災管理課)…二

○旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託の変更及び規約の一部変更…(生活文化局都民生活部旅券課)…四

○建築基準法による道路位置の指定…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…四

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等…(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)…四

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)…(環境局環境改善部化学物質対策課)…九

○技能検定員審査の実施…三

○教習指導員審査の実施…三

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…四

○都市計画の案に関する公聴会の開催…(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)…五

○公募による所有地の売却…(都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室)…七

○公募による保留地の売却…(同)…七

○開発行為に関する工事完了…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…八

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…(産業労働局商工部地域産業振興課)…八

正誤

○平成二十六年三月三十一日付雑報(東京都職員共済組合規程第三号)…一

○平成二十六年三月三十一日付雑報(東京都職員共済組合規程第四号)…一

○平成二十六年五月二十九日付東京都公告…一

規則

東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第百一号

東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則(平成二十四年東京都規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「限度において」の下に、「国、他の地方公共団体、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十九条の二各号に掲げる者、一般社団法人及び一般財団法人、株式会社並びに総務大臣が指定する法人のうち、当該用地について適切な利用計画を有し、それを実施するために必要な資力及び経営能力を有する者に対し」を加える。

第三条を削る。

第四条を第三条とし、第五条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第十九条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第十八条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第九百六十六号

昭和三十八年東京都告示第七十九号(災害対策基本法の規定に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。
平成二十六年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

「社団法人東京都歯科医師会」を「公益社団法人東京都歯科医師会」に、「エフエムインターウェーブ株式会社」を「株式会社 Inter FM」に、「社団法人東京都個人タクシー協会」を「一般社団法人東京都個人タクシー協会」に改める。

●東京都告示第九百六十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第十四条、第百七十七条及び第百八十八条の規定に基づき、平成二十六年年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等を次のとおり告示する。

平成二十六年七月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 募集種目

(一) 自衛官候補生(男子及び女子)

(二) 一般曹候補生(男子及び女子)

※ 入隊と同時に二等陸士、二等海士又は二等空士として採用される。

(三) 航空学生(男子及び女子)

※ 入隊と同時に二等空士として採用される。

二 応募資格

(一) 自衛官候補生及び一般曹候補生

十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

(二) 航空学生

高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)

で二十一歳未満の日本国籍を有するもの

三 受付期間

(一) 自衛官候補生

ア 男子

(ア) 平成二十六年九月一日(月曜日)から同月三日

(水曜日)に実施する試験は、平成二十六年八月

一日(金曜日)から同月二十七日(水曜日)まで

(イ) 平成二十六年九月十三日(土曜日)から同月二

十七日(土曜日)に実施する試験は、平成二十六年八月一日(金曜日)から同年九月九日(火曜日)まで

(ウ) 平成二十六年十月十八日(土曜日)に実施する試験は、平成二十六年八月一日(金曜日)から同年十月三日(金曜日)まで

イ 女子

平成二十六年八月一日(金曜日)から同年九月九日(火曜日)まで

日(火曜日)まで

(二) 一般曹候補生

平成二十六年八月一日(金曜日)から同年九月九日(火曜日)まで

(三) 航空学生

平成二十六年八月一日(金曜日)から同年九月九日(火曜日)まで

四 試験期日

(一) 自衛官候補生

ア 平成二十六年九月一日(月曜日) (男子)

イ 同月二日(火曜日) (男子)

ウ 同月三日(水曜日) (男子)

エ 同月十三日(土曜日) (男子)

オ 同月十四日(日曜日) (男子)

カ 同月十六日(火曜日) (男子)

キ 同月二十一日(日曜日) (男子)

ク 同月二十五日(木曜日) (男子)

ケ 同月二十六日(金曜日) (女子)

コ 同月二十七日(土曜日) (女子)

サ 平成二十六年十月十八日(土曜日) (男子)

(二) 一般曹候補生

ア 平成二十六年九月十九日(金曜日)

イ 同月二十日(土曜日)

(三) 航空学生

平成二十六年九月二十三日(火曜日)

五 試験場

(一) 自衛官候補生

ア 平成二十六年九月一日(月曜日)は、練馬駐屯地及び東立川駐屯地において実施する。

イ 同月二日(火曜日)は、練馬駐屯地及び東立川駐屯地において実施する。

ウ 同月三日(水曜日)は、練馬駐屯地及び東立川駐屯地において実施する。

エ 同月十三日(土曜日)は、十条駐屯地及び練馬駐屯地において実施する。

オ 同月十四日(日曜日)は、十条駐屯地及び東立川駐屯地において実施する。

カ 同月十六日(火曜日)は、練馬駐屯地及び東立川駐屯地において実施する。

キ 同月二十一日(日曜日)は、十条駐屯地及び東立川駐屯地において実施する。

ク 同月二十五日(木曜日)は、練馬駐屯地及び東立川駐屯地において実施する。

ケ 同月二十六日(金曜日)は、練馬駐屯地及び東立川駐屯地において実施する。

コ 同月二十七日(土曜日)は、目黒基地及び十条駐屯地において実施する。

サ 平成二十六年十月十八日(土曜日)は、目黒基地

において実施する。

(二) 一般曹候補生

ア 平成二十六年九月十九日(金曜日)は、練馬駐屯地及び東立川駐屯地において実施する。

イ 同月二十日(土曜日)は、目黒基地、十条・練馬・東立川駐屯地及び町田において実施する。

(三) 航空学生

平成二十六年九月二十三日(火曜日)は、十条駐屯地において実施する。

六 受付場所

別表の出張所等又は区役所、市役所若しくは町村役場

七 受付時間

(一) 別表の出張所等

ア 平日の午前九時から午後六時まで
イ 休日の午前十時から午後六時まで

(二) 区役所、市役所又は町村役場

区役所、市役所又は町村役場の所轄課の執務時間内

別表

出張所等の名称 位置 電話番号

自衛隊東京 新宿区市谷本村町五番 〇三(三二六〇)

地方協力本部 二号 〇五四三
部募集課

自衛隊東京 港区西新橋一丁目六番 〇三(三三九一)

地方協力本部 十三号 柏屋ビル四階 五一〇一
部港出張所

自衛隊東京 大田区西蒲田七丁目一 〇三(三七三六)

地方協力本部 番六号 谷口ビル三階 四二七一
部大田出張所

自衛隊東京 世田谷区太子堂二丁目 〇三(三四一一)
地方協力本部 十二番二号 Tion 六〇三九
部世田谷募 世田谷ビル三階

自衛隊東京 渋谷区代々木一丁目四 〇三(三三七四)
地方協力本部 十一番九号 DMK代 二二〇三
部代々木募 々木ビル二階
集案内所

自衛隊東京 品川区東五反田四丁目 〇三(三四四五)
地方協力本部 十番十二号 共進ビル 七七四七
部五反田募 二階
集案内所

自衛隊東京 豊島区西池袋一丁目十 〇三(三九八二)
地方協力本部 八番一号 五光ビル五 七〇七五
部豊島出張 階
集案内所

自衛隊東京 北区赤羽西一丁目三十 〇三(三九〇〇)
地方協力本部 七番二号 ジェラル 八四一一
部北地域事 務所 五階

自衛隊東京 練馬区豊玉北六丁目三 〇三(三九九一)
地方協力本部 番三号 第八平和ビル 八九二一
部練馬地域 事務所 四〇三

自衛隊東京 杉並区高円寺南四丁目 〇三(三三一八)
地方協力本部 二十七番十号 佐野ビ 〇八一八
部高円寺募 集案内所 六階

自衛隊東京 江東区亀戸一丁目八番 〇三(三六八五)
地方協力本部 九号 岩上ビル二階 二〇〇二
部江東出張 所

自衛隊東京 台東区東上野三丁目十 〇三(三八三一)
地方協力本部 七番八号 大野屋ビル 三五五五
部台東出張 所 二階
自衛隊東京 足立区千住中居町三十 〇三(三八八二)

地方協力本部 三番三号 大橋ビル一 八八三一
部足立地域 事務所 階

自衛隊東京 葛飾区東新小岩一丁目 〇三(三六九六)
地方協力本部 三番四号 塚原ビル三 三五三七
部新小岩募 階
集案内所

自衛隊東京 立川市緑町四番二号 〇四二(五二四)
地方協力本部 立川地方合同庁舎二階 〇五三八
部立川出張 所

自衛隊東京 西東京市田無町四丁目 〇四二(四六三)
地方協力本部 二十八番十三号 おん 一九八一
部西東京地 域事務所 ベビル五階

自衛隊東京 八王子市東町一番六号 〇四二(六四五)
地方協力本部 橋完LKビル三階 八〇五〇
部八王子地 域事務所

自衛隊東京 町田市原町田五丁目九 〇四二(七二三)
地方協力本部 番十五号 永和ビル二 一一八六
部町田募集 案内所 階

自衛隊東京 福生市本町百四十二番 〇四二(五五一)
地方協力本部 地 マサビルB館二階 四七二五
部福生募集 案内所

自衛隊東京 国分寺市南町三丁目十 〇四二(三三四)
地方協力本部 一番十八号 サンスク 一〇一〇
部国分寺募 エアビル一階
集案内所

自衛隊東京 府中市浅間町一丁目五 〇四二(三六五)
地方協力本部 番地五 府中基地内 五〇一一
部府中分駐 所

●東京都告示第九百六十八号

旅券法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十九号)の施行に伴い、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託を変更し、これに伴い、規約の一部を次のとおり変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の第二項により告示する。

平成二十六年七月一日

東京都知事 舩 添 要 一

第一条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成二十六年七月一日から施行する。

(備考)

この規約は、委託する町村ごとに変更するものとする。

●東京都告示第九百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十六年五月二十九日
昭島市美堀町五丁目三千八百五十五番八の一角、同番八地先並びに同番十三、三千八百五十六番二十六、三千八百五十七番二及び同番四の各一部
昭島市玉川町五丁目八百四十五番五、同番八の一角、九百九番九、同番十四及び同番十五
延長
四三・六八
幅員
四・五〇
〽五・〇〇

同右

平成二十六年六月十七日
昭島市玉川町五丁目八百四十五番五、同番八の一角、九百九番九、同番十四及び同番十五
延長
四三・六八
幅員
四・五〇
〽五・〇〇

●東京都告示第九百七十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、(仮称)八王子インター北SC建設事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

八王子市 滝山町一丁目、滝山町二丁目、左入町、宇津木町、尾崎町、梅坪町、谷野町、丹木町一丁目及び暁町三丁目の区域
二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
イ オンモール株式会社
代表取締役社長 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
三 対象事業の名称及び種類
(仮称)八王子インター北SC建設事業
自動車駐車場の設置
四 対象事業の内容の概略
対象事業は、八王子インター北土地区画整理事業の区域内に商業施設の建築及び駐車場の設置を行うものである。
五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。
六 評価書案の縦覧
(一) 期間
平成二十六年七月一日から同月三十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
(二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで
(三) 場所

- ア 八王子市環境部環境政策課
八王子市元本郷町三丁目二十四番一号
- イ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階
- ウ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階
- 七 都民の意見書の提出
 - (一) 提出方法
持参又は郵送
 - (二) 記載事項
ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見
 - (三) 期限
平成二十六年八月十四日
 - (四) 提出先
東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論
 対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容と計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(7)に示すとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
大気汚染	<p>①工事の施行中 <建設機械の稼働に伴う大気質> 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.04170ppmであり、評価の指標(0.06ppm)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は、42.9%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.04709mg/m³であり、評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は、14.2%である。 工事の実施にあたっては、施工計画を十分に検討し、建設機械の過度な集中を避けるとともに、最新の排ガス対策型建設機械の使用に努め、アトラングメントを周知徹底する等、環境保全のための措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考えられる。</p> <p><工事用車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.029162～0.048451ppmであり、すべての地点で評価の指標(0.06ppm)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は、0.16～2.91%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.044668～0.045525mg/m³であり、すべての地点で評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は、0.22～5.26%である。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考えられる。</p> <p>②工事の完了後 <駐車場利用車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.02808ppmであり、評価の指標(0.06ppm)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は、6.14%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.04230mg/m³であり、評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は、0.06%である。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考えられる。</p> <p><関連車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.029011～0.041098ppmであり、すべての地点で評価の指標(0.06ppm)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は、0.63～16.47%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.044665～0.045159mg/m³であり、すべての地点で評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は、1.18～23.40%である。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考えられる。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
①工事の施行中	<p><建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動> 敷地境界における建設機械からの騒音レベル(L_{eq})の最大値は、72dB であり、評価の指標(80dB)を下回る。 敷地境界における建設機械からの振動レベル(L_v)の最大値は、54dB であり、評価の指標(70dB)を下回る。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考える。</p>
②工事の完了後	<p><工車用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動> 工車用車両の走行に伴う騒音レベル(L_{eq})は、54～74dB であり、No1～No5、No7地点では評価の指標(60dB、70dB)を上回るが、これらの地点は、現況交通量による騒音レベルが既に評価の指標を上回る地点である。なお、工車車両の走行に伴う騒音の増加レベルは0.0～0.2dB である。 なお、工事の実施にあたっては、工車用車両による機出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効果的な運行管理に努める、工車用車両は、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を周知徹底する等の措置を講じることにより、工車用車両の走行に伴う道路交通騒音の低減に努める。 工車用車両の走行に伴う振動レベル(L_v)の最大値は、昼間 30 dB 未満～51dB、夜間 30 dB 未満～52dB であり、すべての地点において評価の指標(55 dB、60 dB、65dB)を下回る。なお、工車車両の走行に伴う振動の増加レベルは、昼間 0.0～0.2dB、夜間 0.0～0.1dB である。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考える。</p>
騒音・振動	<p><施設の稼働に伴う騒音> 施設の稼働に伴う等価騒音レベル(L_{eq})の最大値と暗騒音レベルを合成した環境騒音レベルは、昼間 51～72dB、夜間 43～66dB であり、敷地境界北側の地点以外では、昼間、夜間ともに評価の指標(45dB、55dB、65dB、70dB)を下回る。 なお、敷地境界北側の地点については、評価の指標を上回るが、暗騒音レベルが既に評価の指標を上回っており、施設の稼働に伴う騒音レベルにより、暗騒音レベルを悪化させるものではない。 また、施設からの騒音レベル(L_{max})の敷地境界における最大値は、41～43dB であり、評価の指標(45dB)を下回る。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考える。</p> <p><駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音> 駐車場利用車両の走行に伴う等価騒音レベル(L_{eq})の最大値と暗騒音レベルを合成した環境騒音レベルは、昼間 54～72dB、夜間 44～66 dB であり、敷地境界北側の地点以外では、昼間、夜間ともに評価の指標(45dB、55dB、65dB、70dB)を下回る。 なお、敷地境界北側の地点については、評価の指標を上回るが、暗騒音レベルが既に評価の指標を上回っており、駐車場利用車両の走行に伴う騒音レベルにより、暗騒音レベルを悪化させるものではない。 また、駐車場利用車両の走行に伴う騒音レベル(L_{max})は、45dB であり、評価の指標(45dB)と同様の値である。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考える。</p>

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
騒音・振動	<p><施設の稼働に伴う騒音及び駐車場利用車両の走行に伴う騒音> 施設の稼働に伴う騒音及び駐車場利用車両の走行に伴う等価騒音レベル(L_{eq})の最大値と暗騒音レベルの合成値は、昼間 54～72dB、夜間 44～66 dB であり、敷地境界北側の地点以外では、昼間、夜間ともに評価の指標(45dB、55dB、65dB、70dB)を下回る。 敷地境界北側の地点については、評価の指標を上回るが、現況の騒音レベルが既に評価の指標を上回っており、施設の稼働及び駐車場利用車両の走行に伴う騒音レベルにより、暗騒音レベルを悪化させるものではない。 なお、工事の完了後においては、設備機器は低騒音型の機器の使用に努める、設備機器が集中する箇所については、防音壁等を設置し、騒音の低減を図る等の措置を講じることにより、施設の稼働に伴う騒音の低減に努める。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考える。</p> <p><関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動> 関連車両の走行に伴う騒音レベル(L_{eq})は、昼間 54～74dB、夜間 49～71 dB である。No1～No5 地点では評価の指標(55dB、65dB、70dB)を上回るが、これらの地点は、現況交通量による騒音レベルが既に評価の指標と同レベルまたは上回る地点である。なお、関連車両の走行に伴う増加レベルは昼間 0.2～1.8dB、夜間 0.0～0.6dB である。 なお、工事の完了後においては、交通誘導員の適切な配置により円滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避ける、米店者の車両に対して、駐車場における走行速度制限及びアイドリングストップの周知徹底を図る等の措置を講じることにより、関連車両の走行に伴う道路交通騒音の低減に努める。 関連車両の走行に伴う振動レベル(L_v)の最大値は、昼間 30 dB 未満～50dB、夜間 30 dB 未満～51dB であり、すべての地点において評価の指標(55dB、60dB、65dB)を下回る。なお、関連車両の走行に伴う増加レベルは、昼間 0.1～1.3dB、夜間 0.0～2.0dB である。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考える。</p>
水質汚濁	<p>①工事の施行中 工事中における濁水発生防止対策として、仮設排水路や土砂流出防止槽等の設置を行うとともに、必要に応じてシート被覆や土の設置等を行い、濁水の地外への流出を防止する。また、掘削区域内の雨水については、ポンプ等で沈殿槽に集水し、沈殿槽中で一定時間滞留させて土粒子を十分に沈殿させ、「環境確保条例」に基づく「建設工事等に伴い発生する汚水の基準」である浮遊物質(SS)濃度 120mg/L 以下になるよう処理を施し、地外へへと放流する。また、必要に応じて凝集剤の添加等を行う。 したがって、工事の施行中に発生する濁水の公共用水域への流出は、防止できるものとする。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考える。</p>
水循環	<p>①工事の施行中 本事業の基礎工事における掘削底面は、計画地及びその周辺地域で観測された地下水の最高水位及び排水層に及ぶことはなく、また、基礎工事における杭の打設については、使用する杭の口径は小さく、十分な間隔を確保し打設することから、杭の打設に伴う地下水の流動阻害は生じないものとする。したがって、地下水位の流況に著しい影響を及ぼすことはないと判断する。 本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後の区画に商業施設の建設を行うものであり、削深度は、G.L. - 約 1.2～2.0m であり、大規模な地形の改変は行わない。さらに掘削に伴う地下水の分断はなく、地下水水位の低下も生じないことから、計画地周辺地域に地盤沈下が生じる可能性はほとんどないものとする。したがって、計画地周辺地域に地盤沈下が生じる可能性はほとんどないものとする。 以上のことから、評価の指標に適合するものと考える。</p>

表(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
水循環	<p>②工事後の完了後 本事業の計画建築物の底面は、計画地及びその周辺地域で観測された地下水の最高水位及び帯水層に及ぶことはなく、また、基礎工事における杭の打設については、使用する杭の口径は小さく、十分な間隔を確保し、打設することから、杭の打設に伴う地下水の流動阻害は生じないものと予測する。したがって、地下水位の流況に著しい影響を及ぼすことはないものと予測する。</p> <p>本事業では、敷地境界の外周部等を中心に、計画地内に雨水浸透槽を設置し、雨水の地下涵養能力の向上に努める。本事業における地下水涵養能力の変化は、現況と比較して約1,198m^3/hr増加するものと予測する。</p> <p>したがって、工事後の完了後においては、現況以上の地下水涵養能力が確保されるものと予測する。</p>
生物・生態系	<p>①工事の施行中 工事の施行中には、動植物の生息、生育環境の改変はなく、間接的な影響が考えられるが、建設作業に伴う騒音、工事用車両の走行による影響については、規制基準の順守、建築音の発生防止、哺乳類の主な行動時間である夜間は原則として工事を行わない等の配慮を施すことから、動物の生息環境への影響はほとんどないものと予測する。</p> <p>また、夜間照明が必要となる場合には、工事範囲以外に光が向かないよう向きを調整する等の配慮を施すことから、八王子滝山里山保全地域に生息するホタル類の繁殖への阻害等の影響は生じないものと予測する。さらに、谷地川へど放流する工事中排水については、沈殿槽にて濁水処理等を行い、土粒子を十分に除去して放流することから、水生生物の生息環境への影響はほとんどないものと予測する。</p> <p>したがって、工事の施行中においては、動植物の生息・生育環境の改変は行わないこと、各種環境保全のための措置を講じることから、建設工事の実施に伴う動物相及び動物群集の変化、陸域生態系の変化はほとんどないものと予測する。</p> <p>②工事後の完了後 本事業においては、施設の稼働に伴う騒音の規制基準の順守や抑制、敷地境界付近や計画建築物周囲のまとまった緑地の確保により、一部の鳥類、爬虫類、昆虫類等が植栽地を生息環境として利用することが予測される。また、施設照明は、周辺地域や八王子滝山里山保全地域に直接光が向かないよう配慮するため、夜間照明による影響は軽減できるものと予測する。さらに、施設からの排水については、汚水は下水道に放流すること、雨水は緑地等での地下浸透のまかに、貯留槽にて流量を調整した上で各地川へ放流すること、また、各地川の水生生物の確保種は、河川中流域の都市河川に普通に見られる種が多く占めていることから、水生生物の生息環境への影響はほとんどないものと予測する。なお、工事後の完了後における雨水排水の八王子滝山里山保全地域への流入はない。</p> <p>したがって、工事後の完了後においては、緑地の確保や施設からの照明の配慮等の各種環境保全のための措置を講じることから、施設の使用に伴う動物相及び動物群集の変化、陸域生態系の変化はほとんどないものと予測する。</p>

表(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
日影	<p>①工事後の完了後 冬至日における計画建築物による2時間以上の日影は、計画地北西～北側の範囲内に生じるが、いずれも規制対象範囲の内側である。</p> <p>したがって、計画建築物による日影は、「建築基準法」(昭和25年5月、法律第201号)及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、東京都条例第63号)に基づく、計画地が位置する第一種低層住居専用地域及び準住居地域における日影規制を満たすものと予測する。</p> <p>なお、計画地周辺における日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等として、特別養護老人ホーム(アグアミューズ)、地域包括支援センター(左入、道の駅八王子滝山)等が立地しているが、本事業においては、計画建築物を敷地境界から後退させて配置する等の措置を講じることにより、計画建築物による2時間以上の日影が及びぶことはないものと予測された。</p> <p>以上のことから、評価の指標に適合するものと考えられる。</p>
電波障害	<p>①工事後の完了後 地上デジタル放送については、遮へい障害地域は、東京スカイツリー(広域局)及び八王子中継局は計画地内に収まり、東京スカイツリー(県域局)は西方向へ最大距離で約30m、小仏城山中継局は北東方向へ最大距離で約360mの範囲と予測する。ただし、東京スカイツリー(県域局)の遮へい障害地域は隣接道路内に収まり、小仏城山中継局の遮へい障害地域には住宅等が存在するが、現況で小仏城山中継局方向へ電波を受信していると考えられる。</p> <p>また、衛星放送については、遮へい障害地域は、計画地敷地境界から北北東方向へ最大距離で約16mの範囲と予測するが、遮へい障害地域は隣接道路内に収まっている。</p> <p>なお、計画建築物に起因する電波障害が明らかになった場合には、受信状況に応じて適切な対策を講じる等の環境保全のための措置を講じて、計画建築物による電波障害の影響の軽減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
景観	<p>①工事後の完了後 ＜計画建築物の存在による主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の改変の程度＞ 計画建築物は大型の中層建築物であり、工事後には、現況の景観構成要素にはない新たな人工的景観構成要素が出現するが、計画地が位置する土地地区区画整理事業地は「中央自動車道八王子インターチェンジ北地区まちづくり方針」(平成23年8月、八王子市)に沿ってまちづくりが進められている地域であり、商業・産業・研究開発・業務系施設などの立地誘導を進める方針であることから、計画地周辺地域には今後さらに人工建築物が増えていくものと予想される。本事業の計画建築物は八王子市北部地域の地域振興拠点の中核として、新しい景観構成要素となるものと予測する。また、計画建築物の配置や高さ・形態・意匠・色彩について周辺地域の自然環境や既存建築物と調和したものとするとともに、計画地の外周部を中心に植栽を配置するため、周辺地域の景観への影響は軽減できると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標に適合するものと考えられる。</p> <p>＜計画建築物の存在による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度＞ 工事後の完了後には、計画地直近のN1地点(道の駅八王子滝山)及びN3地点(八王子滝山里山保全地域)では計画建築物の出現により眺望が変化すること、計画建築物の色彩はアースカラーを基調としており、周辺の緑との連続性及び調和が図られている。その他の地点では計画建築物の出現により人工的景観構成要素は増えるものの、計画地周辺の樹林、低層住宅などと調和した市街地景観を形成し、スカイツリーの変化も小さいことから、眺望の変化は小さいと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標に適合するものと考えられる。</p>

表(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
景観	<p><計画建築物の存在による圧迫感の変化の程度></p> <p>工事の完了後には、計画建築物・法面による形態率(全体)は1.3~8.6%であり、周辺建築物の影響を考慮した大規模建築物から受ける圧迫感と許容限界値に関する研究(平成2年10月、日吉隆一、武井正昭(日本建築学会大会学術講演梗概集)に示す形態率の許容限界値15%を下回った。また、現況からの変化量(全体)は1.3~7.1%であった。</p> <p>本事業においては、周辺地域の丘陵地や河川などの自然環境や既存建築物との調和に配慮した配置や高さ、形態・意匠、色彩とする。計画地の外周部を中心に郷土建築を主体とした植栽を施し、周辺地域の緑との連続性に配慮する等の環境保全のための措置を実施し、圧迫感の低減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標に適合するものと考ええる。</p>
自然との触れ合い活動の場	<p>①工事の施行中</p> <p>計画地に近接する自然との触れ合い活動の場である「八王子市滝山里山保全地域」、「散策コース(滝山城址と高月水田コース)」、「谷地川沿いの遊歩道」については、工事用車両の走行経路には歩道や信号機等が整備されており、歩行者の動線と安全性は確保されることから、工事用車両の走行による自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はない、または小さいものと予測される。</p> <p>また、都立滝山自然公園や八王子市滝山里山保全地域、谷地川などの計画地周辺地域の自然との触れ合い活動の場までの利用経路である国道16号(東京環状)、都道169号(新滝山街道)、八王子市幹線1級49号線については、いずれも4車線以上の高規格道路であること、また、工事用車両の出入口には、交通誘導員を配置して歩行者等の動線と安全性を確保する等の対策を講じていることから、工事用車両の走行による自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は軽微であると予測される。</p> <p>以上のことから、評価の指標に適合するものと考ええる。</p> <p>②工事の完了後</p> <p>計画地に近接する自然との触れ合い活動の場である「八王子市滝山里山保全地域」、「散策コース(滝山城址と高月水田コース)」、「谷地川沿いの遊歩道」については、開通車両の走行経路には歩道や信号機等が整備されており、歩行者の動線と安全性は確保されることから、開通車両の走行による自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はない、または軽微であると予測される。</p> <p>また、都立滝山自然公園や八王子市滝山里山保全地域、谷地川などの計画地周辺地域の自然との触れ合い活動の場までの利用経路である国道16号(東京環状)、都道169号(新滝山街道)、八王子市幹線1級49号線については、利用者に対し路線バスなどの公共交通機関の利用を促進する等の歩行者の動線と安全性を確保する対策を講じていることから、開通車両の走行による自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は小さいものと予測される。</p> <p>以上のことから、評価の指標に適合するものと考ええる。</p>

表(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
廃棄物	<p>①工事の施行中</p> <p>建設工事に伴う建設副産物の発生量は3,481tであり、その内訳は有価物売却量が327t、廃棄物排出量が3,154tである。また、廃棄物排出量3,154tのうち、リサイクル量は3,045t、最終処分量は109t、リサイクル率は96.5%である。</p> <p>廃棄物の処理方法等は、可能な限りリサイクルすることを基本とし、リサイクルが困難なものは産業廃棄物の運搬・処分等の業の許可を得た業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処分する。</p> <p>建設工事に伴う建設発生土の発生量は、31,088.23m³である。建設発生土については、緑地や平面駐車場外周の盛土、平面駐車場の敷き均しに利用し、計画地内でマニフェストを取り、搬出入は行わない。</p> <p>建設工事に伴う建設汚泥の発生量は、19,278.57tである。発生した建設汚泥は、産業廃棄物の運搬・処分等の業の許可を得た業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処分し、可能な限りリサイクルに努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
温室効果ガス	<p>①工事の完了後</p> <p>工事の完了後の計画建築物の供用に伴う温室効果ガス排出量は13,542t-CO₂/年と予測され、同規模の基準建築物における平均的な温室効果ガス排出量(20,167t-CO₂/年)に比べ、6,625t-CO₂/年の削減(削減率32.9%)が見込まれると予測した。</p> <p>さらに、熱交換率の高い空調システムの導入、昇降機の数制御、不要な照明の消灯、LED照明の導入、空冷式ヒートポンプエアコンの導入、高性能断熱材の採用、施設の屋上・壁面の緑化、再生可能エネルギーの導入などについて積極的に検討し、より一層の温室効果ガスの削減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

●東京都告示第九百七十一号

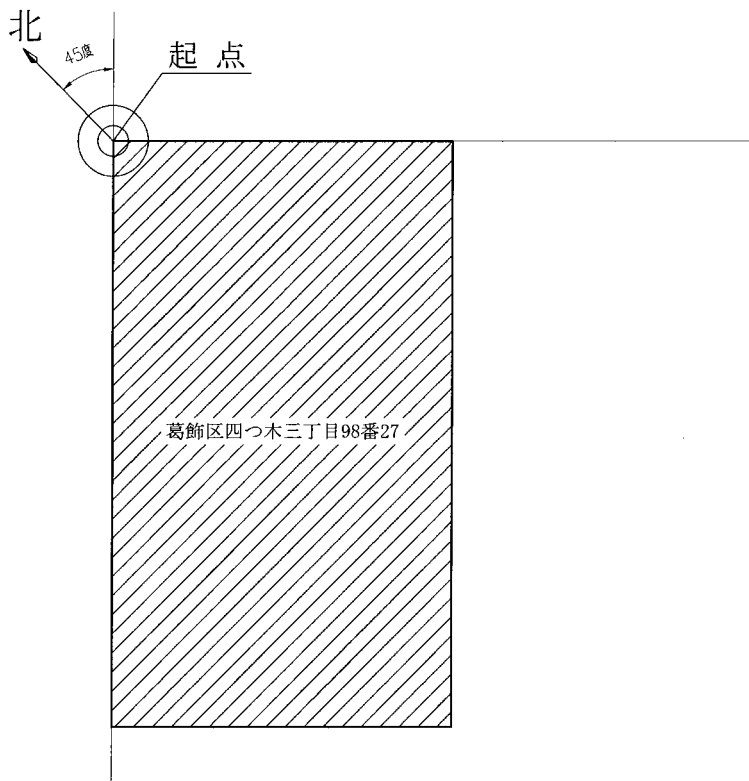
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十六年東京都告示第八百五十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（葛飾区四つ木三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 構じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【起 点】
 起点は、葛飾区四つ木三丁目98番27の最北端とする。

【格子の回転角度】 45度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 調査対象地・筆境界
- 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第九百七十二号

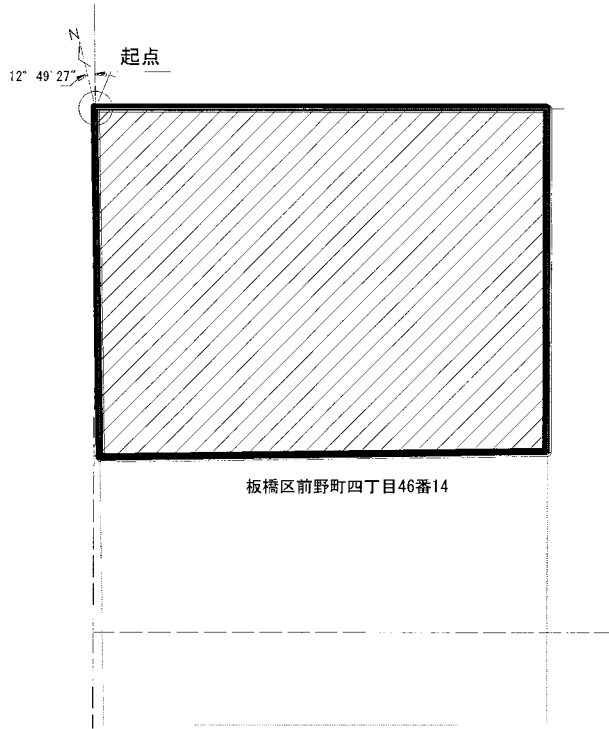
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第八百六十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月一日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区前野町四丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- : 調査対象範囲
- : 境界
- : 単位区画
- : 指定を解除する区域

【起点】
 起点は、板橋区前野町四丁目 46 番 14 の最北端とする。

【格子の回転角度】 12 度 49 分 27 秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百七十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第二百三十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区千駄ヶ谷一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

[凡例]

- ：単位区画
- ：筆境界
- ：調査対象地
- ▨：指定を解除する区域

[支点]

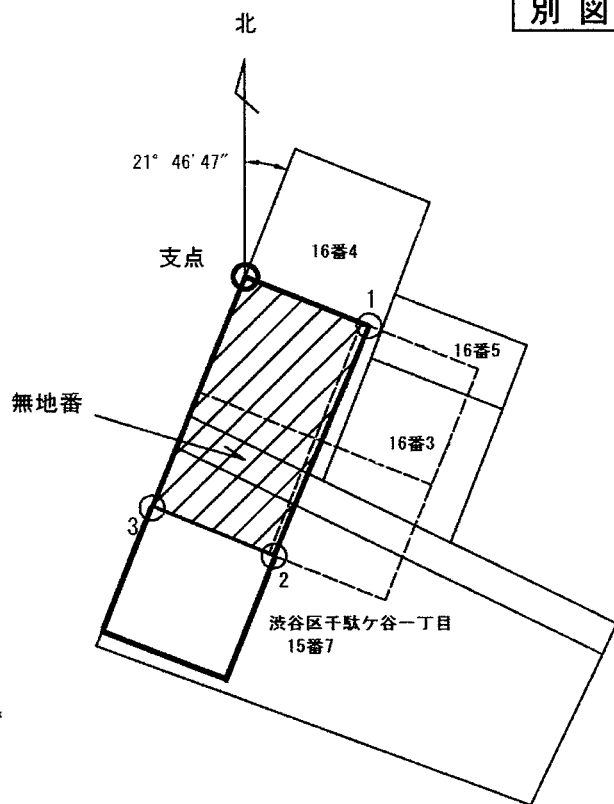
支点は、調査対象地の最北端とする。

	X座標	Y座標
支点	-10889.1328	-35708.5733
1	-10879.2515	-35712.5215
2	-10886.8549	-35731.0209
3	-10896.5536	-35727.1456

※支点及び境界点の座標は、測量法（昭和24年法律第118号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

[格子の回転角度（21度46分47秒）]

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



出 張（公）

●東京都公安委員会告示第212号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月1日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

- 3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び探点の技能

- (2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

- 4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

イ 自動車の運転技能の評定方法に関する知識

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

- 5 審査の日時及び場所

- (1) 日時

平成26年8月1日（金曜日）

時間については申請書提出時に指定する。

- (2) 場所

警視庁運転免許本部（品川区東大井一丁目12番5号）

申請手続

- 6 申請書類

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とす

る。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

- (2) 受付日時

平成26年7月17日（木曜日）及び同月18日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

日）の午前9時30分から午後4時まで

- (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課

- (4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成26年7月9日（水曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

- 7 審査手数料

21,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視

庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第

2 1の項備考2に規定する額を減額する。

- 8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

- 9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5283

●東京都公安委員会告示第213号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月1日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政

令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能
ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能
- (2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
平成26年8月1日（金曜日）
時間については申請書提出時に指定する。
- (2) 場所
警視庁運転免許本部（品川区東大井一丁目12番5号）

6 申請手続

(1) 申請書類
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）
ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成26年7月17日（木曜日）及び同月18日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成26年7月9日（水曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
イ 写真は、申請書に貼り付けること。
ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

と。

7 審査手数料

12,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

- (1) 運転免許証
- (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5283

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国てらこやネットワーク

三 代表者の氏名

大西 克幸

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山二丁目二十六番三十四号 北屋ビル

六階

五 定款に記載された目的

この法人は、全国の地域社会における子どもたちまたは子育て中の親に対して、地域社会における子育て支援に関する事業を行う地域教育再興プロジェクト「てらこや」の趣旨に賛同する団体の設立を支援し、それら全国各地の団体をネットワーク化することによって、教育理念と実践を共有した発信し、全国の子どもたちの交流促進に関する事業を行い、全国的規模で地域教育の再興・青少年の健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東村山手をつなぐ親の会

三 代表者の氏名

千葉 光男

四 主たる事務所の所在地

東京都東村山市諏訪町一丁目十番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障がい者・児と発達障がい者・児及びその家族が、社会人として幸せな生活ができるように支援することを主眼とした事業を行い、総合的な福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国更生保護就労支援会

三 代表者の氏名

渡邊 泰弘

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区百人町一丁目四番十二号 更生保護法人 齊修会内

五 定款に記載された目的

この法人は、保護観察に付されている者及び更生緊急保護の対象者(以下「保護観察対象者等」という。)の雇用を促進するほか、保護観察対象者等を受け入れる社会的基盤の拡充のために必要な活動を行い、犯罪や非行をした者の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟

三 代表者の氏名

小野 清子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目十一番八号 丸万五号館二階

五 定款に記載された目的

この法人は、「ラジオ体操・みんなの体操(以下「ラジオ体操等」という。)の健全な普及発達を図り、国民の健康の維持増進、明朗な精神の育成、地域の発展等に寄

与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Nature Saves Cambodia Japan

三 代表者の氏名

山本 賢蔵、柳田 麻木 (石井 麻木)

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝五丁目十番五号 入山ビル三階 アスノ

バ株式会社内

五 定款に記載された目的

この法人は、カンボジアの地雷被害者や高齢者などの貧困層に対して、地雷除去の促進および、有機農法による綿栽培の普及、および綿を中心とした手工芸の技術指導、開発普及に関する事業を行う。また、日本の市民一般に広く、地雷問題などカンボジアの現状を啓発し、カンボジアの有機農法による製品の啓発を推進する。これらの活動を通して、カンボジアの復興、ならびに日本とカンボジアとの友好関係の強化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項及び東京都都市計画公聴会規則(昭和四十四年東京都規則第百四十号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、規則第

三条第一項の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該都市計画の案に係る地域の住民その他の利害関係者で意見を有するものは、規則第四条第一項の規定により、公述を申し出ることができる。

平成二十六年七月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の案の内容及び対象区域

都市計画の案の内容 対象区域

東京都市計画、八王子都市計画、立川都市計画、武蔵野都市計画、三鷹都市計画、府中市計画、調布都市計画、青梅都市計画、町田市計画、小金井都市計画、日野都市計画、小平都市計画、国分寺都市計画、東村山市計画、東久留米市及び西東京市

特別区、八王子市、立川市、東大和市、武蔵村山市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、青梅市、町田市、昭島市、小平市、小金井市、日野市、国分寺市、東村山市、清瀬市、東久留米市、羽村市、瑞穂町、多摩市、稲城市、あきる野市及び日の出町

二 都市計画の案の縦覧場所及び公述申出書の配布場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び関係区市町都市計画主管課

三 都市計画の案の縦覧期間

公告の日から平成二十六年七月十五日(火曜日)まで

四 公聴会の開催日時、場所、対象都市計画区域及び関係区市町

別表のとおり

五 公述人の数及び公述時間

(一) 公述人の数の上限は、各回とも十人程度とする。

(二) 一人当たりの公述時間は、十分以内とする。

六 公述申出の方法等

(一) 公述申出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成二十六年七月一日(火曜日)から同月十五日(火曜日)まで(郵送等による場合は必着のこと。窓口)に提出する場合は東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)に提出すること。

(二) 公述申出書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(郵便番号一六三―一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

七 公述人の選定

公述を申し出た者が多数あった場合には、規則第五条第一項の規定に基づき公述人を選定し、その結果は、同条第三項の規定に基づき申出者に通知する。

八 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、公聴会会場にて、先着順に入場できる。

九 公聴会に関する問合せ先

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十一階北側 電話番号〇三(五三八八)三二二五)

別表 公聴会開催日時、場所、対象都市計画区域及び関係区市町

日 時	開 催 会 場	都市計画区域(関係区市町)
8月20日(水) 午後1時から	小平市中央公民館 小平市小川町二丁目1325番地	小平都市計画区域(小平市)、東村山都市計画区域(東村山市、清瀬市及び東久留米市)及び西東京都市計画区域(西東京市)
8月21日(木) 午後1時から	調布市文化会館たづくり 調布市小島町二丁目33番地1	府中都市計画区域(府中市)、調布都市計画区域(調布市及び狛江市)、町田都市計画区域(町田市)及び多摩都市計画区域(多摩市及び稲城市)
8月22日(金) 午後7時から	東京都庁議会棟 都民ホール 新宿区西新宿二丁目8番1号	東京都市計画区域(特別区)
8月27日(水) 午後1時から	立川市女性総合センター 立川市曙町二丁目36番2号	八王子都市計画区域(八王子市)、立川都市計画区域(立川市、東大和市及び武蔵村山市)、武蔵野都市計画区域(武蔵野市)、三鷹都市計画区域(三鷹市)、青梅都市計画区域(青梅市)、昭島都市計画区域(昭島市)、小金井都市計画区域(小金井市)、日野都市計画区域(日野市)、国分寺都市計画区域(国分寺市)、国立都市計画区域(国立市)、福生都市計画区域(福生市、羽村市及び瑞穂町)及び秋多都市計画区域(あきる野市及び日の出町)
8月28日(木) 午後1時から 午後7時から	東京都庁第二本庁舎 二庁ホール 新宿区西新宿二丁目8番1号	都市計画の案の対象となる全ての都市計画区域

公募による都有地の売払いについて
公募による都有地の売払いについて、次のとおり公告する。

平成二十六年七月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 物件の表示

(一) 土地の所在 八王子市鏈水二丁目百七十五番五ほか

(二) 地目 宅地及び雑種地

(三) 地積 一、一六五・九六平方メートルから一四、七一八・二七平方メートルまでの九区画

(四) 予定価格 六七、八六〇、〇〇〇円から六六六、八〇〇、〇〇〇円まで

(五) 用途 商業及び業務の用に供する施設(以下「業務施設」という。)

二 事業応募者の資格

(一) 当該土地において自らの業務の用に供する施設を建設し、運営する者であること。

(二) 当該土地の取得並びに業務施設の建設及び運営に必要な資力及び信用を有する者であること。

(三) 成年被後見人、被保佐人若しくは不動産の売買契約を締結する能力等を有しない被補助人又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

(四) 応募書類の受付前一年間の多摩ニュータウン事業における用地の売払いにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。

(五) 国税、地方税その他公租公課について滞納をしていないこと。

ないこと。

(六) 会社更生、破産、民事再生その他これらに準ずる申請をした者又は申立てを受けた者でないこと。

(七) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第八条第二項第一号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員でないこと。

(八) 東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)第二条第二号に規定する暴力団及び同条第四号に規定する暴力団関係者でないこと。

(九) 前二号に掲げる者から委託を受けた者又は前二号に掲げる者の関係団体及びその役員又は構成員でないこと。

(十) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)第五条第一項に基づく排除措置期間中でないこと。

(十一) 応募書類の受付前一年間の多摩ニュータウン事業における用地の事業予定者決定の後、辞退した者又は決定を取り消された者でないこと。

(十二) 共同企業体の場合は、全ての構成員が(一)から(十一)までの条件を備えている者であること。

三 募集要項の配布期間及び配布場所
平成二十六年七月一日(火曜日)から東京都都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室(東京都庁第二本庁舎十九階北側 電話〇三(五三三〇)五一三五)で配布する。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

四 応募受付日

平成二十六年九月三十日(火曜日)の午後一時から午後四時までとする。

なお、受付日に応募がなかった区画は、平成二十六年十月一日(水曜日)から平成二十七年二月十三日(金曜日)までの期間、表示してある予定価格を販売価格として先着順で応募を受け付けた後、東京都において応募書類等に基づき、建設計画等の審査を行い、事業予定者を決定する。

五 応募受付場所
東京都都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室(東京都庁第二本庁舎十九階北側) 電話〇三(五三三〇)五一三五

六 事業予定者の決定及び通知
選考により決定し、平成二十六年十月下旬以降通知する。

公募による保留地の売払いについて

公募による保留地の売払いについて、次のとおり公告する。

平成二十六年七月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 物件の表示

(一) 土地の所在 町田市小山ヶ丘一丁目六番一

(二) 地目 宅地

(三) 地積 六二七・六八平方メートル

(四) 予定価格 四一、六二〇、〇〇〇円

(五) 用途 業務・商業施設

二 事業応募者の資格

(一) 当該土地において自らの業務の用に供する施設を建設し、運営する者であること。

(二) 当該土地の取得並びに業務施設の建設及び運営に必要な資金及び信用を有する者であること。

(三) 成年被後見人、被保佐人若しくは不動産の売買契約を締結する能力等を有しない被補助人又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

(四) 応募書類の受付前一年間の多摩ニュータウン事業及び相原・小山土地区画整理事業における用地の売払いにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。

(五) 国税、地方税その他公租公課について滞納をしていないこと。

(六) 会社更生、破産、民事再生その他これらに準ずる申請をした者又は申立てを受けた者でないこと。

(七) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四十七号)第八条第二項第一号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員でないこと。

(八) 東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)第二条第二号に規定する暴力団及び同条第四号に規定する暴力団関係者でないこと。

(九) 前二号に掲げる者から委託を受けた者又は前二号に掲げる者の関係団体及びその役員又は構成員でないこと。

(十) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)第五条

第一項に基づく排除措置期間中でないこと。

(七) 応募書類の受付前一年間の多摩ニュータウン事業及び相原・小山土地区画整理事業における用地の事業予定者決定の後、辞退した者又は決定を取り消された者でないこと。

(八) 共同企業体の場合は、全ての構成員が(一)から(七)までの条件を備えている者であること。

三 募集要項の配布期間及び配布場所

平成二十六年七月一日(火曜日)から東京都都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室(東京都庁第二本庁舎十九階北側 電話〇三(五三二〇)五一三五)で配布する。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

四 応募受付日

平成二十六年十月一日(水曜日)の午後一時から午後四時までとする。

なお、受付日に応募がなかった場合は、平成二十六年十月二日(木曜日)から平成二十七年二月十三日(金曜日)までの期間、表示してある予定価格を販売価格として先着順で応募を受け付けた後、東京都において応募書類等に基づき、建設計画等の審査を行い、事業予定者を決定する。

五 応募受付場所

東京都都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室(東京都庁第二本庁舎十九階北側) 電話〇三(五三二〇)五一三五

六 事業予定者の決定及び通知

選考により決定し、平成二十六年十一月中旬以降通知

する。

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年七月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

八王子市散田町三丁目千百十番二、千百十一番、千百十一番地先、千百十二番、千百十三番、千百十五番、千百十六番十、散田町四丁目千三百三十六番三の一部、同番四、同番六の一部及び同番八

昭島市緑町三丁目二千四百九十一番九から同番十一まで

西東京市西原町一丁目四番一
アイデイホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

日野市南平八丁目四番九、同番二十五及び同番二十六の各一部、同番二十七並びに同番二十八、同番二十九、同番三十一及び同番三十二の各一部
日野市南平八丁目四番地の二十五
八幡 憲喜

立川市栄町二丁目十六番九
小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一
武蔵開発株式会社
代表取締役 深松 優

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 東急自由が丘ビル

二 店舗所在地 目黒区自由が丘一丁目六番九号

三 設置者名 東京急行電鉄株式会社

四 意見

ア 聴取者 目黒区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年六月十一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年七月一日から同年八月一日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 町田セブンビル

二 店舗所在地 町田市原町田六丁目一番六号

三 設置者名 町田セブンビル株式会社

四 意見

ア 聴取者 町田市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年六月十七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年七月一日から同年八月一日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 聖蹟桜ヶ丘OPA

二 店舗所在地 多摩市関戸四丁目七十二番地

三 設置者名 株式会社新都市ライフ

四 意見

ア 聴取者 多摩市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年六月十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年七月一日から同年八月一日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十六年三月三十一日付雑報(東京都職員共済組合
規程第三号)

ページ一段

三二 下

二

一

行 誤

一

正

第十六条を次

のよう

のよう

に改める。

(報告)

○平成二十六年三月三十一日付雑報(東京都職員共済組合
規程第四号)

ページ一段

三二

中

後から

五

行 誤

一

正

委員は、東京
都職員共済組合
理事長(以下
「理事長」とい
う。)の諮問に
基づき、次の各
号に掲げる事項
について調査し、
その内容の適否
を答申するもの
とする。

(所管事務)
第二条 委員は、
東京都職員共
済組合理事長
(以下「理事
長」とい
う。)の諮問
に基づき、次
の各号に掲げ
る事項につい
て調査し、そ
の内容の適否
を答申するも
のとする。

○平成二十六年五月二十九日付東京都公告

ページ一段

一〇

下

後から

一五

行 誤

一

正

株式会社銀座マ
ギーほか百九十
三名

株式会社銀座マ
ギーほか百九十
二名

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002